

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時 検出下限値
				検体1	
[16] 二酸化炭素 詳細環境調査・水質(単位: ng/L) 地点ベース検出頻度: 18/20(欠測等: 0) 検体ベース検出頻度: 18/20(欠測等: 0) 濃度範囲: nd~410 検出下限値範囲: 2.9~5.3 検出下限値: 5.3 要求検出下限値: 1,300	宮城県	1	迫川二ツ屋橋 (登米市)	79	2.9
		2	白石川さくら歩道橋 (柴田町)	140	2.9
	秋田県	3	秋田運河 (秋田市)	42	2.9
	茨城県	4	利根川河口かもめ大橋 (神栖市)	81	2.9
	埼玉県	5	荒川秋ヶ瀬取水堰 (志木市)	63	2.9
	東京都	6	荒川河口 (江東区)	410	2.9
		7	隅田川河口 (港区)	30	2.9
	横浜市	8	鶴見川亀の子橋 (横浜市)	120	2.9
		9	横浜港	340	2.9
	新潟県	10	西頸城地先海城寺地沖	nd	5.3
	長野県	11	諏訪湖湖心	24	2.9
	愛知県	12	名古屋港潮見ふ頭西	210	2.9
	三重県	13	四日市港	※4.6	3.3
	大阪府	14	大和川河口 (堺市)	51	2.9
	大阪市	15	大阪港	160	2.9
	和歌山県	16	紀の川河口紀の川大橋 (和歌山市)	160	2.9
	岡山県	17	水島沖	120	2.9
	徳島県	18	今切川加賀須野橋 (徳島市・松茂町)	140	2.9
	福岡市	19	博多湾	190	2.9
	大分県	20	大分川河口 (大分市)	170	2.9

(注1) 「検出頻度 (地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数 (欠測等は除く) を、

「検出頻度 (検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数 (欠測等は除く) をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここの集計の対象から除外された検体

(注3) nd: 不検出

(注4) ※: 参考値 (調査対象物質ごとに統一して設定した「検出下限値」未満ではあるが、各地点ごとの調査精度に依存する「報告時検出下限値」

以上として定量的に検出された値であるため、参考として記載した。統計処理には数値としては用いていない)